



【coffee break】 2012.10.22

濫用的会社分割と詐害行為取消権

本日は、会社分割に関する最高裁判例のご紹介です。

濫用的会社分割と詐害行為取消権

近年、大変頻繁に利用される組織再編手続として「会社分割」が挙げられます。その一つの「新設分割」とは、例えばA社の不動産事業に関して有する権利義務の一部を、分割により新たに設立するB社に承継させ、B社はその対価として発行する株式をA社に割り当て、出来上がりとしてはA社はB社の100%親会社になるようなイメージです。

今般、最高裁で重要な判例が出ましたのでご紹介いたします。

判例 平成24年10月12日最高裁判所第二小法廷判決 平成22(受)622 詐害行為取消請求事件

判決全文はこちら

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121012115428.pdf>

なお、上記判決全文を読む手助けとして、事実関係等・概略図を作成しましたので、宜しければ併せてご利用ください。

事実関係等・概略図

<http://www.kidooffice.com/01/hanrei121012.pdf>

内容の概略以下のとおりです。

債務を抱えるA社が新設分割を行います。

当該新設分割によって、とある事業に関する権利義務の一部を新設する会社に承継させますが、本件債務は承継させずにA社に残したままとしました。A社の債権者から見ると、

A社には債務だけ残り、当該債権の引当てとして期待されていた不動産（責任財産）は新設会社に承継をされたため、回収をより困難に貶められました。この債権者が、新設分割を原因とした不動産の所有権移転登記について、詐害行為取消権に基づき、抹消登記を求めた事案です。

当該事例の興味深い点はいくつかあります。

1つ目は、組織再編手続には、不利益を被る恐れのある債権者に対して、異議を述べるチャンスを与える「債権者保護手続」が法文上用意されておりますが、今回はこちらの手続が不要になる事案であったこと。

2つ目は、会社法上、「新設分割無効の訴え」という手続が規定されておりますが、そちらを用いずに、当該不動産の所有権移転について詐害行為取消権を行使することも認められた事。

そもそも会社分割は、ある程度の事業性を有するものを対象とした制度であり、単なる**アセット・パーチェス (Asset Purchase)**ではないこともポイントです。我々司法書士が会社分割の登記や、それに付随する不動産の所有権移転登記のご依頼を頂いた時に、どこまで事実関係を確認する必要があるのかも今後の議論が必要なテーマかと思えます。

大変興味深い判例ですので、今後の動向にも注目していきたいと思えます。

以上です。

今後とも宜しくお願い申し上げます。